

## 第 3 部 国 有 財 産

# 第1章 国有財産関係の主要法制・ 国有財産関係の審議会

## 第1節 「国有財産法」と「国有財産特別措置法」

### 1 「国有財産法」の改正

国有財産行政に関する基本的な法律として「国有財産法」（昭和23年法律第73号）がある。同法が国有財産を定義し、行政財産とそれ以外の普通財産に区分するとともに、前者を公用財産、公共用財産、皇室用財産及び企業用財産に区分し、それぞれの管理処分 の在り方を規定している。同法の昭和期における最後の改正は、昭和61年の「国有財産法の一部を改正する法律」（昭和61年法律第78号）であり、国有財産の有効活用 の手段としての信託制度の導入を図るものであった。

平成元年度以降、平成12年末までに「国有財産法」の改正が7回行われている。小規模なものとしては、「信用金庫法の一部を改正する法律」（平成元年法律第48号）、「借地借家法」（平成3年法律第90号）、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）による改正が挙げられる。

そのほか、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）により、「国有財産法」第9条第3項の「国は、国有財産に関する事務を、政令の定めるところにより、地方公共団体又はその吏員に取り扱わせることができる。」との規定を「国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うこととすることができる。」と改め、また、第4項に「前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。」を追加し、従来の機関委任事務が

法定受託事務とされた。なお、この法律は平成12年4月1日に施行されている。

また、中央省庁の試験研究機関や現業機関等が独立行政法人化することに伴い、「独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成11年法律第104号）により、「国有財産法」第3条第2項第1号が改正された。これは、国家公務員宿舎について独立行政法人の職員の貸与を可能とするため、「職員」の定義を明確にしたものである。この改正は平成13年1月6日に施行された。

更に、省庁再編と審議会等の整理統合の中で、「中央省庁等改革関係法施行法」（平成11年法律第160号）第365条により「国有財産法」が改正され（平成13年1月6日施行）、主管大臣が大蔵大臣から財務大臣に切り替えられた（第5条の2、第6条、第7条等）。これに併せて、国有財産中央審議会に関する条項が削除された。他方、国有財産地方審議会に関する規定は削除されず、第9条の2で「財務局ごとに、国有財産地方審議会を置く。」、第9条の3で「地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。」とそれぞれ改正され（「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第102号）第55条）、国有財産地方審議会は各財務局等に残された。

## 2 「国有財産特別措置法」の改正

「国有財産法」以外の国有財産行政に関する主要な法令として、「国有財産特別措置法」（昭和27年法律第219号）があり、国有財産の管理処分における貸付・売却・無償譲与等の相手方への条件の緩和を規定している。なお、「国有財産特別措置法」は平成元年以降、平成12年末までに以下の法律改正に併せて所要の改正がなされた。

すなわち、「老人福祉法等の一部を改正する法律」（平成2年法律第58号）、「職業能力開発促進法の一部を改正する法律」（平成4年法律第67号）、「更生緊急保護法の一部を改正する法律」（平成6年法律第58号）、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」（平成6年法律第84号）、「農業改良助長法の一部を改正する法律」（平成6年法律第87号）、「更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成7年法律第87号）、「職業能力開発促

進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律」(平成9年法律第45号)、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成9年法律第74号)、「介護保険法施行法」(平成9年法律第124号)、「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成10年法律第101号)、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」(平成10年法律第110号)、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第111号)がこれに該当する。これらの法律により、国有財産の譲渡・貸付等における減額などが行われている。

そのほか、国有財産行政上、重要な法律としては、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が挙げられる。同法による「国有財産特別措置法」の改正内容は、第5条の普通財産の譲与を規定した条文に、第5号として市町村に法定外公共物を譲与できるように追加したものであり、平成12年4月1日に施行された(第3章参照)。「国有財産法」と同様、「中央省庁等改革関係法施行法」により、「国有財産特別措置法」も改正され、省庁名の変更に伴い、建設大臣から国土交通大臣に切り替えられる等の改正が加えられた(「中央省庁等改革関係法施行法」第403条)。

## 第2節 国有財産関係の審議会

### 1 国有財産中央審議会

国有財産中央審議会は「国有財産法」第9条の2に基づき、昭和32年5月17日に設置され、平成元年度から平成12年度末までの間に、平成2年3月の第48回から平成12年12月の第67回まで、計20回開催されている。

国有財産中央審議会は、大蔵大臣から国有財産の管理処分の基本方針その他国有財産に関する重要事項についての諮問を受けて、調査審議を行い、大蔵大臣に対して答中を行う。委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員、学識経験者より構成され、審議する案件によっては、専門的な知識を持つ学識経験者から臨時委員を選任し、調査審議を委嘱することができる。第66回国有財産中央審議会（平成12年4月27日）以降、関係行政機関の職員からは委員を選出せず、臨時委員を多数選任して、幅広い意見を集約する体制に変更された。

会長は委員の互選で選出される。平成元年度から平成12年度までの会長は、昭和62年6月より大村筆雄（元会計検査院長）、平成5年3月1日の第52回審議会より吉瀬維哉（財団法人トラスト60会長）、平成9年4月11日の第60回審議会より志立託爾（三菱信託銀行株式会社会長）、平成12年4月27日の第66回審議会より安西邦夫（東京ガス株式会社会長：選任は平成11年6月18日）であった。会長が不在の際には、あらかじめ選出された会長代理が代行を務めることとなっている。また、「国有財産法施行令」によれば、中央審議会に部会を置くことができ（第6条の4第1項）、部会の委員を中央審議会会長が指名し（同条第2項）、中央審議会会長が委員の中から部会長を指名する（同条第3項）、とされていた。

平成元年から平成12年末までに国有財産中央審議会に置かれていた小委員会は、特別財産小委員会、株式売却問題小委員会、国有財産の売却等に関する小委員会の3つである。特別財産小委員会は、昭和57年11月に既存の返還財産処理小委員会と筑波移転跡地小委員会を統合して設置された。この小委員会は、提供財産と筑波移転跡地財産等を調査審議するために設置されたが、更に第7

回委員会（平成5年5月26日）以降、国の行政機関の移転跡地処理の検討も所掌業務となった。次に、株式売却問題小委員会は、政府保有株式の売却を調査審議するために設置され、平成元年度から平成12年度の間、日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社の株式売却について調査審議を行った。最後に、国有財産の売却等に関する小委員会は、第63回国有財産中央審議会（平成10年9月8日）において設置された。<sup>1)</sup> そのほか、特に政府が売却する株式の引受団の主幹事証券会社を選定する作業のため、株式売却問題小委員会の下に、主幹事選定基準等検討会が平成10年8月に設置され、<sup>2)</sup> 主幹事証券会社の選定基準を検討した。主幹事証券会社を公平・公正に選定する必要があるため、その選定基準を明らかにしたのである。

次に、国有財産中央審議会の運営については、以下のとおりであった。まず、国有財産中央審議会が諮問を受ける。諮問に対しては、小委員会が詳細な検討を行い、検討結果を取りまとめ、それを国有財産中央審議会に報告する。その後、国有財産中央審議会がその報告を妥当なもの認めれば、大蔵大臣への答申として採用する。そのほか、諮問に基づかずに、小委員会に検討を諮る場合もあった。

なお、議事録等の公開については、第57回国有財産中央審議会（平成7年11月28日）において、運営の透明性を図るため、原則として議事要旨の公開を行うことを決定した。<sup>3)</sup> その後、政府の保有する情報の公開を推進する観点から、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、審議会の議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明化を図ることとなった。<sup>4)</sup> これを受け、国有財産中央審議会の議事録は小委員会等も含め原則として公開されることとなり、第34回株式売却問題小委員会（平成11年8月27日）より公開されている。

中央省庁改革と審議会等の整理統合の中で、「中央省庁改革関係法施行法」（平成11年法律第160号）第365条により、「国有財産法」が改正され、国有財産中央審議会の条項が削除されるとともに、同審議会は廃止された。併せて「財務省設置法」（平成11年法律第95号）第6条により、財政制度等審議会を置く旨を定め、同審議会の所掌事務に「国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項」を調査審議し、財務大臣に意見を述べる事が盛り込まれた（第7条第1項第1号ホ、第2号）。また、同時に「国有財産法」

及び「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」により、審議会の権限に属する事項を処理すること（同条同項第4号）と規定された。更には、「財政制度等審議会令」が制定され（平成12年政令第275号）、財政制度等審議会に国有財産分科会を設置し、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議するものとされた。

## 〔注〕

- 1) 第63回国有財産中央審議会議事要旨（平成10年9月8日）。
- 2) 第62回国有財産中央審議会議事要旨（平成10年8月26日）。
- 3) 第65回国有財産中央審議会資料「国有財産中央審議会の会議及び議事録を非公開とする理由（平成7年11月28日）」（平成11年6月18日）。
- 4) 第65回国有財産中央審議会資料「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）」（平成11年6月18日）。

## 2 国有財産地方審議会

「国有財産法」第9条の2の規定により、財務局（沖縄総合事務局を含む。）ごとに国有財産地方審議会が設置されている。<sup>1)</sup> 国有財産地方審議会は財務局長等の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関して財務局長等に意見を述べることができる（第9条の3第3項）。国有財産地方審議会における委員の構成は、国有財産中央審議会と同様に学識経験者等である。また、国有財産地方審議会は、第9条の5の規定により境界査定部門会を設置し、そのほかに必要に応じて部会を設置することができる。なお、平成元年度以降では、国有財産九州地方審議会に返還財産処理部会が設置されている。<sup>2)</sup>

ここで、平成元年度から平成12年度までの審議件数をみてみよう（表 3-1-1）。平成元年度には49件の付議が行われており、中でも関東が18件で最も多く、以下、中国7件、九州6件、近畿5件となっている。平成2年度以降も関東の件数は多い。この理由としては、提供財産返還跡地処理、筑波移転跡地処理、及び国の行政機関等の機能移転など、大規模国有財産の移転、再配置、売却処分等の案件が東京を含む関東地域に多いことが挙げられる。

## 〔注〕

- 1) 沖縄総合事務局については、「沖縄開発庁設置法」第8条第1項の規定により、総合事務局を財務局とみなして、財務局が所掌する事務の処理に関する規定を適用するとされている。
- 2) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）454ページ。

表 3-1-1 国有財産地方審議会の財務局別付議件数

(単位：件)

	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	沖縄	合計
平成元年度	18	5	2	3	4	1	7	3	6	0	49
平成2年度	11	7	2	2	6	2	3	2	7	0	42
平成3年度	7	1	2	2	4	1	2	0	3	1	23
平成4年度	10	5	3	3	3	3	5	1	7	1	41
平成5年度	8	3	3	3	2	1	8	1	2	0	31
平成6年度	10	1	5	4	3	2	5	1	8	1	40
平成7年度	10	4	2	4	1	1	4	3	6	0	35
平成8年度	15	1	2	4	3	0	1	1	4	0	31
平成9年度	9	4	1	1	4	1	2	2	4	0	28
平成10年度	12	3	1	0	1	0	2	0	2	1	22
平成11年度	9	1	0	1	4	0	1	0	3	0	19
平成12年度	11	2	2	0	1	0	1	0	6	0	23
平成13年度	7	1	2	0	0	0	2	1	5	0	18

(出所) 大蔵省（財務省）『財政金融統計月報』『国有財産特集』各号により作成。



### 第3節 国有財産審議会の主要答申等

#### 1 国有地の管理及び処分の方針

国有財産の管理及び処分の基本的な方針としては、第19回国有財産中央審議会（昭和47年3月10日）で大蔵大臣に答申された「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について」がある。この答申は、国有地の民間に対する売却等の処分を基本的に停止し、その有効利用を主な目的として都市部に残る国有地を地方公共団体等に対して処分することとしており、通称「有効利用答申」と呼ばれるものである。<sup>1)</sup> また、もう一つの基本的な方針としては、第34回国有財産中央審議会（昭和58年1月24日）で答申された「当面の国有地の管理処分のあり方について」があり、通称「当面答申」と呼ばれている。この「当面答申」では、未利用国有地の処分について、公用及び公共用優先の原則を維持しつつ、当時の国の財政事情等を踏まえ、国が利用する予定のもの等を除き、原則としてすべての未利用国有地について、地方公共団体等に対し一定期間内に買受け等することを勧奨した。その上で、利用の要望がない場合及び一定期間内に買受け等が実行されない場合には、民間に売却することとした。<sup>2)</sup> この二つの答申が、以後の国有財産行政における国有地の管理処分の基本方針となり、大蔵省（当時）理財局による各種通達等を通して個別に国有地の管理処分が図られることとなった。

しかしながら、昭和60年前後からのいわゆるバブル経済において、不動産価格の高騰が続き、土地問題が大きく取り上げられるようになると、国有地の管理処分についても関心が寄せられるようになった。昭和63年には「国の行政機関等の移転について」（昭和63年7月19日閣議決定）により、「東京都区部の過密解消、首都機能の分散、地方の振興・活性化、行政サービスの新たな展開、老朽等の理由による整備等の移転の効果及びこれに要する負担等について十分な検討を行い、移転の推進を図ることとする。」ことが方針として示されるとともに、平成元年の「土地基本法」（平成元年法律第84号）により、公共福祉を優先とする土地活用が打ち出された。こうした動きに沿って、土地対策関係閣僚

会議においても「今後の土地対策の重点実施方針」（平成元年12月21日）が決定され、「大都市地域の国有地について、その使用状況等を平成2年度末を目途に点検し、公共用地の確保に努めつつ、都市施設、都市再開発及び公共的住宅プロジェクトの用地としての活用等その有効利用を図る。また、公有地について同旨を地方公共団体に要請する。」ものとされた。

大蔵省としても、バブル経済により不動産価格が高騰した状況下、従来の「有効利用答申」及び「当面答申」のみでは、国有地の管理処分を行う際に十分な対応ができないことを考慮し、新たな国有財産の基本方針の取りまとめを求めた。そして、第48回国有財産中央審議会（平成2年3月29日）において、大蔵大臣は「今後の国有地の管理処分のあり方について」を諮問した。国有財産中央審議会は、この諮問に対する検討を行い、第49回国有財産中央審議会（平成2年6月20日）において、「大都市地域を中心とした今後の国有地の管理処分のあり方について」を答申した。その概要は以下のとおりである。

「大都市地域を中心とした今後の国有地の管理処分のあり方について」  
（平成2年6月20日 第49回国有財産中央審議会・答申・概要）

## 1. 国有地の有効活用の要請

土地問題の解決は、政府の最重要課題の一つとなっている。昨年（平成元年）12月に成立した「土地基本法」においては、土地についての基本理念として、公共の福祉優先、適正な利用及び計画に従った利用等が挙げられ、国もこれらの理念に則ることとされている。

なかでも都市及び都市周辺において、土地の有効な活用に対する社会的な要請が高まっている。特に、国有地は、国民共有の貴重な資産であり、このような要請に応えて有効な活用を図っていくことが従来にもまして必要である。

## 2. 国有地の効率的使用の一層の推進

(1) 非効率と認められる国有地については積極的な集約立体化等効率化のための措置がとられる必要があり、これにより生ずる未利用国有地を都市施設、都市再開発及び公共的住宅プロジェクトの用地として有効に活用するなど、様々な社会的要請に応えていくことが期待されている。

国有地の使用の効率化はその有効活用の基礎となるものであり、最優先の課題として取り組んでいかなければならない。

- (2) 国有地の使用の効率化のためには、まず、その使用状況を的確に把握することが必要であり、今後とも、その使用状況の調査を引き続き実施していかなければならない。特に、大都市地域に所在する国有地については、当該土地の使用状況のみならず、周囲の土地利用の状況等からみて、その用途がふさわしいといえるか等に一層重点をおいて調査を行うことが必要である。
- (3) さらに、非効率な使用となっている行政財産の効率的な使用を推進するため、特定国有財産整備特別会計のより一層の弾力的運用方策を検討し、集約立体化等を実施する機会を拡大する必要がある。その際、移転整備に必要な適地が少なくなっていることに鑑み、用地の確保にも積極的に取り組んでいく必要がある。

### 3. 未利用国有地の有効活用

#### (1) 未利用国有地の役割と今後の課題

- ① 国有地に対する社会的要請に対しては、主として行政目的を終了して未利用となった国有地の処分により応じてきた。
- ② 未利用国有地のストックは、このような活用を通じ、終戦直後をピークに漸次減少を続けた。特に、都市部の未利用国有地は、最近の積極的な処分の結果、著しく減少した。
- ③ 社会・経済活動の密度の高い都市においては、国際化、情報化等の進展に伴い予想される都市構造の変化を円滑に進めていく上で、国有地は極めて重要であり、百年の計を考えて、その有効な活用を図っていくべきである。

#### (2) 未利用国有地の管理処分の基本方針

未利用国有地が残りに少なくなっていることを考えると、大量の未利用国有地の存在を前提として処分の促進を図った「当面答申」の基本方針を今後とも続けていくことは適当でない。今後、長期的視点に立って、様々な国家的・社会的要請に答えていくために、公用、公共用優先の原則を更に徹底させ、次のような考え方を基本として、未利用国有地の実情に即した適切な管理処分を行うことが適当である。

##### ① 重点的活用

- (i) 未利用国有地の様々な需要に対し、その全てに答えていくことは不

可能である。国有地が国民共有の資産であることを考えると、狭い地域の需要より、その効果ができるだけ広い範囲で、多数の人々に及ぶものに活用すべきである。特に、残り少なく貴重な都市部の未利用国有地については、土地の利用の改善につながる波及効果を都市全般にもたらすものに、長期的視点に立って、重点的な活用を図っていく必要がある。

- (ii) 未利用国有地については、国の政策遂行に必要な施設の整備や道路、上下水道等の都市基盤施設の整備、防災及び都市環境の改善に資する都市再開発等広域的な波及効果をもたらすものへの活用を優先する。このため、広く周辺一帯の土地利用状況やその地域の将来計画等を把握し、計画的な活用を努めることとする。
- (iii) 現在、首都圏において勤労者のための良質な住宅を大量に供給することが求められている。住宅供給に活用する場合、老朽化した公営住宅・公団住宅等公的な住宅の建替えや高密度市街地の再開発等の際に受け皿となる一時居住用住宅等を優先して、受益が広範に及ぶようにすべきである。

## ② 適正な管理

国有地が、これまで道路、公園等の用地として活用され、都市基盤の整備、都市環境の改善等の事業の実施に当たって、大きな役割を果たしてきたこと、地価の高騰により用地の取得が一層困難になっていることを考えると、将来公用、公共用への利用に充てることが適当と認められる未利用国有地は、適切な利用計画が具体化するまで処分を留保し、その間適正な管理を図る。このため管理体制を充実し、一時貸付又は管理委託により駐車場等暫定的な利用に努める。この場合、財産の管理運用を専門的な組織体に委ねる仕組を検討する必要もあると考えられる。

## 4. 管理処分方式の多様化

限られた国有地を地価対策に配慮しつつ有効に利用していくためには、その国有地の位置、形状、周囲の状況あるいは将来の見通し等から最もふさわしい活用ができるよう、管理処分の相手方や方法に関して、できるだけ豊富な選択肢が存在する必要がある。

また、公共用地の確保や行政財産の効率的使用を実現する上からも、管理処分方式の弾力的運用が必要である。

- (1) 国有地を国以外の者の利用に供する場合に、地価を顕在化させずに土地

の効率的な利用を実現させるには、売払いに代えて、土地信託等の土地の利用に主眼をおいた活用方式が有効であると考えられる。

- (2) 国有地の交換は、国が必要としない土地の交換価値を効果的に活用して、必要な公用・公共用地の確保を図ることができるほか、土地利用の効率化と地価に配慮した弾力的な処分が図れるという意義を有しており、交換制度の弾力的運用により積極的な活用を図るべきである。
- (3) 行政財産である土地を貸し付けてその相手方と一棟の建物を建設する合築制度については、相手方の建物の用途の拡大や借地権利金の徴収の弾力化等、その制度の見直しを検討する必要があると考える。

上記の「大都市地域を中心とした今後の国有地の管理処分のあり方について」を受け、理財局は「国有地の有効活用について」（平成3年2月14日蔵理第1号）を各財務局等に通達した。すなわち、今後の基本方針として、未利用等国有地の管理処分については、公用、公共用優先の原則を更に徹底し、特に都市部においては、重点的活用、計画的活用、及び適正な管理により対処することとしたのである。当該通達に伴い、「有効利用答申」に沿った通達「国有地の有効活用について」（昭和47年5月1日蔵理第2021号）、及び「当面答申」に沿った通達「当面の国有地の管理処分について」（昭和58年3月31日蔵理第1000号）は廃止された。

〔注〕

- 1) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）471、489ページ。
- 2) 同上 442ページ。

## 2 管理処分方式の多様化の検討

バブル期には地価が高騰していたため、一般競争入札の実施が適当でない地域に所在する公用、公共用の利用が見込まれない未利用国有地については、事実上活用が困難となっていた。限られた国有地を地価対策に配慮しつつ、有効に利用するためには、その国有地の位置、形状、周囲の状況あるいは将来の見通し等を勘案し、最もふさわしい活用ができるよう、管理処分の相手方や方法

に関して、できるだけ豊富な選択肢を用意する必要があった。また、公共用地の確保や行政財産の効率的使用を実現するためにも、管理処分方式の弾力的運用が求められた。

こうした管理処分の多様化の必要性を背景に、第63回国有財産中央審議会（平成10年9月8日）において、「今後の国有地の管理処分のあり方」を検討するため、志立託爾会長より「国有財産の売却等に関する小委員会」の設置が提案され、承認された。<sup>1)</sup> 同小委員会は平成10年9月18日に第1回会合を開催し、以降検討を続け、第65回国有財産中央審議会（平成11年6月18日）に報告書（「今後の国有地の管理処分のあり方について」）を提出した。その報告書の概要は以下のとおりであり、順次実施された。<sup>2)</sup>

「今後の国有地の管理処分のあり方について」

（平成11年6月18日 国有財産の売却等に関する小委員会・報告・概要）

1. 行政財産のより効率的な管理のあり方

- (1) 行政財産の効率的な管理のあり方として、コスト・ベネフィット分析の考え方による考察が有益なケースもあるため、取り入れることも必要である。
- (2) 行政財産の調達・管理のあり方については、民間との共同利用やPFI方式の活用など民間企業的で柔軟な考え方を導入し、国有地の効率的な利用を図るべきである。
- (3) 国の特殊法人等に対する「出資による権利」については、国有財産台帳価格が実情を反映していないため、実情に即したものに近づける作業を検討する必要がある。
- (4) 行政財産の管理が適正及び効率的に行われるため、行政財産に対する実態調査・監査の一層の充実に努めるべきである。

2. 国有地の売却等を巡る諸問題

- (1) 当面、公共部門による具体的な利用が見込まれない国有地については、様々な事情を整理・分析した上で、将来の利用に備えて国が保有すべきか、民間に売却すべきかを判断することが必要で、その際の判断基準の考え方を整理する必要がある。その基準として、当該未利用地について、国が保有することにより生ずることが期待される価値と、国が保有することに伴

う機会費用とを比較衡量し、前者が後者を上回るような場合には、基本的に保有し、逆であれば売却することが考えられる。

- (2) 当面公共部門による具体的な利用が見込まれない国有地の売却に関して、例えば国有地は可能な限り売却するべきであるというように一般的に断ずるのではなく、個別具体的な事案ごとに諸事情を整理・分析して判断すべきである。その際、当該国有地に関する諸事情につき、実際にすべてを数量化するには難しい問題も多く、実務的には帰属賃料等数量化が比較的容易なものとの公共的利益を始めとして数量化が困難なものとの総合的に勘案するといった手法にとどまらざるを得ないとしても、国の保有に伴う価値と機会費用を比較衡量して、結論を求める事は有効である。また、比較衡量の結果、当面保有する未利用国有地については、より効率的、収益的な管理を図るため、管理方策の一つとして定期借地権等の導入や一時貸付の積極的な活用について個別事例に則して具体的に検討すべきである。
- (3) 売却手法として、① 物納財産の売却価格の機動的な設定、② 売買仲介の拡大の検討、③ 複数物件を一括して入札に付す方法の導入、④ 大都市に所在する大規模物件に係る売却手法の検討、⑤ 郵送による期間入札方式の導入、⑥ 権利付財産の売却の促進、に取り組んでいく必要がある。

#### 〔注〕

- 1) 第63回国有財産中央審議会議事要旨（平成10年9月8日）。  
 国有財産の売却等に関する小委員会は、木原啓吉（江戸川大学教授）を委員長とし、委員は伊集院礼子（NHK放送文化研究所主任研究員）、岩田規久男（学習院大学教授）、黒川和美（法政大学教授）、小澤紀美子（東京学芸大学教授）、小早川光郎（東京大学教授）、定森一（社団法人日本不動産鑑定協会副会長）、佐藤和男（社団法人不動産協会政策委員会委員長）、志立託爾（三菱信託銀行株式会社相談役）、高橋勇次（元日本弁護士連合会副会長）、長谷川徳之輔（明海大学教授）、吉野源太郎（日本経済新聞社論説委員）であった。
- 2) 第65回国有財産中央審議会資料「今後の国有地の管理処分のある方について（平成11年6月18日 国有財産の売却等に関する小委員会・報告）」。

### 3 国の行政機関移転跡地の処理方針

東京への一極集中を是正し、多極分散型国土の実現と大都市問題の解決に資する施策の一つとして、国の行政機関の移転とその跡地処理が実施されることとなった。首都圏における大規模国有地の再開発としては、返還跡地処理、筑

波研究学園都市への移転に伴う跡地処理に続くものである。

大蔵省は、国の行政機関移転跡地の処理方針について、第58回国有財産中央審議会（平成8年10月14日）に以下のとおり諮問した。<sup>1)</sup>

「国の行政機関移転跡地の利用に関する基本方針について」

（平成8年10月14日 第58回国有財産中央審議会・諮問・概要）

## 1. 諮問の趣旨

東京は、我が国の政治、経済、文化、行政の中心として永らく我が国の発展を支え、更に近年は国際化、情報化の中で国際的中心都市としての使命を果たしてきたが、この発展の過程で人口、産業の過度の集中により種々の問題に直面してきた。

このため政府は、東京一極集中を是正し、多極分散型国土の実現と大都市問題の解決に資する施策の一つとして、昭和63年7月には東京都区部に所在する国の行政機関等の移転について閣議決定を行い、国の行政機関としては49機関11部隊等を移転対象としたところである。

これに基づく移転事業は順次計画的に進められているところであるが、中には既に移転を完了し、跡地が発生しているものもある。

現時点において、国の行政機関の移転対象のうち、28機関（26跡地、約35ha）について跡地が発生することが見込まれているが、このほか、合同庁舎に入居している機関においても、その移転後の使用調整等により、利用可能な跡地が発生することが予想される。

国有地は国民共有の貴重な資産であり、有効な活用を図っていくことが必要であるとの観点から、平成2年6月20日に当審議会より、「大都市地域を中心とした今後の国有地の管理処分のあり方について」の答申を頂いたところであるが、特に国の行政機関の移転跡地（以下、「機関移転跡地」という。）については、東京都区部に残された貴重な資産であり、その利用・処分に対する社会的関心が一段と高いものとなっていること等から、全体としてどのような方向で処理することが適切であるかについて、種々の観点から検討を行うことが必要である。

政府としては、上記閣議決定において示された方針（「移転機関の跡地については財源としての活用を図りつつ、移転の趣旨を踏まえ極力公共・公益的利用を図る等適切な利用・処分を行うものとする。」）に沿った処理に努める



所存であるが、本問題の重要性に鑑み、その利用についての基本的な方針について、当審議会から答申を頂き、これに基づき適切に処理したいと考えている。

## 2. 機関移転跡地の概要

現時点において発生することが見込まれている機関移転跡地の概要は表 3-1-2のとおりである。

## 3. 検討項目

機関移転跡地については、以下の観点について御検討をお願いしたい。

- (1) 跡地利用の基本的考え方
- (2) 跡地利用に当たっての具体的用途
- (3) 財政面からのアプローチ
- (4) その他

上記諮問は、特別財産小委員会において検討され、第59回国有財産中央審議会（平成8年12月9日）に「国の行政機関移転跡地の利用に関する基本方針について」として報告された後、報告のとおり大蔵大臣に答申された。その内容は以下のとおりである。<sup>2)</sup>

「国の行政機関移転跡地の利用に関する基本方針について」  
（平成8年12月9日 第59回国有財産中央審議会・答申・全文）

国の行政機関等の移転については、東京都区部における過度の集中の是正に資するため、「多極分散型国土形成促進法」第4条第1項及び第2項の規定に基づき、昭和63年7月、その基本方針が閣議決定され、国の行政機関としては49機関11部隊等が移転の対象とされた。

上記閣議決定において、「跡地については、財源としての活用を図りつつ、移転の趣旨を踏まえ極力公共・公益的利用を図る等適切な利用・処分を行うものとする」との方針が示されている。

また、平成2年6月には、本審議会において、国有地の有効活用についての答申（「大都市地域を中心とした今後の国有地の管理処分のあり方について」）を行ったところである。

国の行政機関移転跡地については、東京都区部に残された貴重な資産であり、その利用・処分に対する社会的関心が一段と高いものとなっていること等にかんがみ、種々の観点から検討を行った結果、跡地の利用に関しては、次のような考え方により対処すべきであると考えます。

1. 国の行政機関移転跡地については、公用、公共用優先の原則の下に、東京一極集中是正の趣旨を踏まえ、都区部の都市環境及び生活環境の改善に資するよう利用することを基本とする。
2. 具体的には、以下のような用途に充てるよう配慮する。

その際、跡地の効率的な利用を図る観点から、重層・複合的な利用方法について積極的に検討する。また、跡地に隣接する公的施設の用地等をできるだけ取り込み、一体的に利用することの可能性についても検討する。

  - (1) 都市基盤施設や都市防災施設の用地、あるいは都市再開発事業用地など、防災性や快適性を高めるまちづくりに寄与すると見込まれる用途に利用すること。
  - (2) 医療・社会福祉施設や教育文化施設の用地など、地域住民の福祉や生活の質の向上に資すると考えられる用途に利用すること。
  - (3) 都区部における居住人口の減少等に対処し、居住の回復や職住の近接した勤労者向け住宅等の供給を図るため、生活機能面にも留意しつつ、良質な住宅の用地として利用すること。
  - (4) その他、跡地の規模、立地条件や周辺環境等からみて、その土地にふさわしいと認められる用途に利用すること。
3. 地方公共団体等において、将来のまちづくりのための構想等を反映した公用、公共用への利用要望がある場合には、跡地に対する先行取得について積極的に対応する。
4. 以上の考え方に基づき検討を行っても、なお公用、公共用への利用が困難な場合には、跡地の移転整備財源としての性格にもかんがみ、一般競争入札による処分を検討する。

以上の答申で国の行政機関の移転跡地の処理方針が固まり、この方針に沿っ

た移転跡地の処分が行われることとなった。

〔注〕

- 1) 第58回国有財産中央審議会諮問「国の行政機関移転跡地の利用に関する基本方針について」(平成8年10月14日)。
- 2) 第59回国有財産中央審議会答申「国の行政機関移転跡地の利用に関する基本方針について」(平成8年12月9日)。

表 3-1-2 移転対象となる国の行政機関一覧 (庁舎別)

1. 単独庁舎等に入居

移転 (予定) 時期	機関名	所在地	整備 (予定) 会計	跡地面積 (単位:千㎡)	移転先地 (移転候補地を含む)	備考
平成4年7月	印刷局研究所	北区王子	印刷局	9.5	小田原市	移転済
平成5年8月	中央水産研究所 (前東海区水産研究所)	中央区勝どき	特々	14.5	横浜市	移転済
平成6年3月	社会保険大学校	世田谷区上北沢	厚生保険	7.5	印旛郡	移転済
平成6年3月	外務省研修所	文京区大塚	特々	5.1	相模原市	移転済
平成7年7月	金属材料技術 研究所	目黒区中目黒	特々	39.9	筑波研究学園都市 (つくば市)	移転済
平成7年7月	醸造試験所	北区滝野川	特々	9.1	東広島市	移転済
平成8年度	運輸研修所	豊島区目白	特々	1.6	柏市	
平成10年度	国立公衆衛生院	港区白金台	特々	13.4	和光市	
	税務大学校 若松町校舎	新宿区若松町	特々	23.1	和光市	
	科学警察研究所	千代田区三番町	特々	5.1	柏市	
平成11年度	国立衛生試験所	世田谷区上用賀	(特々)	30.6	府中市	
	日本学術会議	港区六本木	(特々)	3.0	横浜市	
	警察大学校	中野区中野	特々	46.9	府中市	
	東京農林水産 消費技術センター (前東京農林規格検査所)	港区港南	特々	2.2	大宮・与野 ・浦和地区	
	関東信越地方 医務局	目黒区中目黒	特々	1.7	大宮・与野 ・浦和地区	
平成11年度	東京貯金事務 センター	台東区蔵前	郵政	10.0	大宮・与野 ・浦和地区	土地は大蔵 省一般会計
平成8年1月	東日本貯金事務 計算センター				印旛郡	移転済

平成11年度 )	東京外国語大学 同大学附置アジア・ア フリカ言語文化研究所	北区西ケ原	国立学校	45.1	府中市	
平成13年度	自治大学校	港区南麻布	(特々)	7.2	立川市	
平成12年度	電気通信研修所	目黒区駒場	(特々)	9.4	国分寺市	
平成12年度 )	国文学研究資料館	品川区豊町	国立学校	14.7	立川市	
平成14年度	国立国語研究所	北区西ケ丘	(特々)	10.0	立川市	
	国立極地研究所	板橋区加賀	国立学校	5.9	立川市	
	統計数理研究所	港区南麻布	国立学校	5.0	立川市	
	大学入試センター	目黒区駒場	国立学校	16.3	未定	
未定	製品評価技術センター (前通商産業検査所)	渋谷区西原	(特々)	12.6	未定	
	食糧管理講習所	江東区塩浜	食糧管理	2.9	未定	

[以上、28機関：26跡地] [小計352.3㎡]

(注) 平成7年7月に立川市に移転済みの「国立王子病院(北区赤羽台)」跡地は、他の医療機関が使用見込みのため、上表から除外した。

## 2. 合同庁舎等に入居

移転 (予定) 時期	機関名	所在地	整備 (予定) 会計	跡地面積 (単位：千㎡)	移転先地 (移転候補地を含む)	備考
平成5年7月	関東運輸局	千代田区大手町 (大手町合庁1号館)	特々	移転後に他 の入居官署 等との使用 調整後にお いて跡地発 生の有無確 定	横浜市	移転済
平成11年度	関東地方建設局	千代田区大手町 (大手町合庁3号館)	特々	〃	大宮・与野 ・浦和地区	
	関東管区行政監察局		特々			
	関東財務局		特々			
	関東農政局		特々			
	東京肥飼料検査所		特々			
	関東通商産業局		特々			
	関東信越国税局	千代田区九段南 (関東信越総合庁舎)	特々		大宮・与野 ・浦和地区	
	関東信越国税不服審判所		特々			
平成5年7月	航海訓練所	千代田区霞が関 (中央合庁3号館)	特々	—	横浜市	移転済 (他の入居機関 が継続使用)
平成11年度	関東地方更正保護委員会	千代田区霞が関 (中央合庁6号館)	特々	—	大宮・与野 ・浦和地区	他の入居機関 が継続使用
平成元年4月	税関研修所	新宿区市ケ谷 (財金研)	一般	—	柏市	移転済 (他の入居機関 が継続使用)
平成4年6月	産業安全研究所	港区芝 (産研庁舎)	労働保険	—	清瀬市	移転済 (他の入居機関 が継続使用)

平成11年度	関東管区警察局	千代田区霞が関 (警察合庁)	特々	—	大宮・与野 ・浦和地区	他の入居機関 が継続使用
	東京防衛施設局	港区赤坂 (防衛庁椿町庁舎)	特々	—	大宮・与野 ・浦和地区	防衛庁の移転再 配置計画の中で 処理
平成元年7月	宇宙科学研究所	目黒区駒場 (東大キャンパス内)	国立学校	—	相模原市	移転済 (他の入居機関 が継続使用)
平成11年度	東京矯正管区	中野区新井 (矯正庁舎)	特々	—	大宮・与野 ・浦和地区	他の入居機関 が継続使用
平成9年度	法務総合研究所	千代田区霞が関 (法務庁舎)	一般	—	浦安市	他の入居機関 が継続使用
平成11年度	関東郵政監察局	港区麻布台 (郵政分館)	郵政	—	大宮・与野 ・浦和地区	他の入居機関 が継続使用
	関東郵政局	千代田区大手町 (関郵庁舎)	郵政	—	大宮・与野 ・浦和地区	他の入居機関 が継続使用

[以上、20機関]

## 3. 防衛庁の部隊等

移転 (予定) 時期	機関名	所在地	整備 (予定) 会計	跡地面積 (単位：千㎡)	移転先地 (移転候補地を含む)	備考
平成6年7月 ～ 平成6年11月	陸自東部方面 音楽隊等9部隊	新宿区市ケ谷、 港区港南外	特々	—	朝霞・和光 ・新座市	移転済
平成11年度	陸自第32普通 科連隊	新宿区市ケ谷	特々	—	大宮市	防衛庁の移 転再配置計 画の中で処理
平成7年度 ～ 平成9年度	陸自武器補給 処十条支処	北区十条台	特々	—	土浦市外	

[以上、11部隊等]

[機関移転対象計 49機関11部隊等]

なお、機関移転予定時期、跡地面積等は、国の機関等移転推進連絡会議（平成7年6月15日）等の取りまとめを基に、その後の進捗状況を加味して作成したものであり、今後変更されることがあり得る。

(注)「特々」とは、「特定国有財産整備特別会計」の略称である。

(出所) 第58回国有財産中央審議会資料「移転対象となる国の行政機関一覧」(平成8年10月14日)。

#### 4 日本たばこ産業株式会社株式の売却方針

「日本たばこ産業株式会社法」（昭和59年法律第69号）により、日本専売公社が株式会社化され、昭和60年4月1日に日本たばこ産業株式会社が設立された。同法上、発行済株式総数200万株（設立当初）の2分の1以上に当たる株式に政府保有義務がかかっており、売却が可能な株式は100万株となる。当該株式については、日本電信電話株式会社の株式と同様に、市場で売却し、売却代金を国債償還財源に充当する方針であったため、国債整理基金特別会計において保有することとなった。

日本たばこ産業株式会社の株式売却を実施するため、大蔵省は第51回国有財産中央審議会（平成4年4月15日）に「日本たばこ産業株式会社の株式の処分について」を諮問した。<sup>1)</sup> その内容は以下のとおりである。

「日本たばこ産業株式会社の株式の処分について」

（平成4年4月15日 第51回国有財産中央審議会・諮問・全文）

##### 1. 基本的考え方

政府保有のJT株式の売却に当たっては、国有財産の処分であること、その売却規模等からみて国民の関心が高いと見込まれること等に鑑みれば、基本的には以下の各点に配慮して行うことが適当であると考えがどうか。

- (1) 公正な価格形成
- (2) 広く国民に購入機会を提供する公正な売却方法
- (3) 証券・金融市場の動向
- (4) 売却後の早期上場

##### 2. 御審議をお願いする事項

上記基本的考え方を踏まえつつ、NTT株式の第1次売却（61年度）、沖縄電力株式の売却（63年度）の際に採られた、まず一部の株式について一般競争入札を実施し、その結果を参考として売出しを行うという「入札・売出しの組合せ方式」をベースに御検討を進めていただきたいと考えているが、具体的な売却方法等に関し、以下のような問題点が考えられるので、御検討をお願いしたい。

## (1) 入札方法

公正な価格形成等の観点から、具体的な入札方法をどう考えるか。

なお、入札においては入札予定価格を設定する必要があるが、株式の評価についてはどのような評価方法を適当と考えるか。

## (2) 売却方法

証券・金融市場の動向に配慮しつつ円滑な消化を図るとともに購入希望者に対し公正な売出しを実施する観点から、具体的な売出方法をどう考えるか。

## (3) 適正なディスクロージャーその他株式売却に当たって留意すべき事項

上記諮問について、株式売却問題小委員会において検討を重ねた後、同小委員会は第53回国有財産中央審議会（平成5年6月16日）に「日本たばこ産業株式会社の株式の処分について」を報告し、この報告のとおり答申が取りまとめられた。<sup>2)</sup> なお、答申の概要は以下のとおりである。

「日本たばこ産業株式会社の株式の処分について」

（平成5年6月16日 第53回国有財産中央審議会・答申・概要）

## 1. 基本的考え方

- (1) JT株式が国民共通の貴重な財産であること等にかんがみ、その売却は、公正な価格及び方法により行うことが必要である。
- (2) また、政府の売却する株式が特定の個人・法人に集中せず、広く一般投資家に購入機会を提供し得る公正な売却方法によることが必要である。  
特に、購入希望者が多数となると予想される場合には、売却株式の割当方法については公平性に十分配慮することが必要である。なお、投資家保護及び円滑な消化を図る観点から、売却に要する日程を極力短縮するよう、可能な限り事務処理の効率化に努めることが必要である。
- (3) 売却の実施に当たっては、政府において証券・金融市場の動向等に十分配慮して、売却時期等については慎重に判断することが必要である。
- (4) JTにおいては、投資家保護等の観点から、上場企業にふさわしい一層の効率的経営に努めるとともに、事業内容等について、法令に基づく事項のほか、必要な情報の適切な開示を行うことが必要である。
- (5) 更に、JT株式を売却した後は、投資家保護及び株式の公正かつ円滑な流

通の場を確保するという観点から、可能な限り早期に当該株式の上場を実施することが必要である。

## 2. 売却方法についての基本方針

JT株式の売却方法としては、可能な限り多くの株式について入札を行い、その結果を参考として売出価格を決定した上で、残余の株式について売出しを実施するという「入札・売出しの組合せ方式」を採用することが適当である。

## 3. 売却実施に当たり留意すべき事項

### (1) 入札の実施に際しての留意点

#### ① 入札により売却する株式数

入札により売却する株式数については、売却予定株式総数のおおむね3分の1程度が一応の目安となると考えられるが、今後入札実施時までに証券・金融市場の状況等を総合的に勘案して、市場の需給関係が適切に反映され適正な価格形成がなされるために必要な数量を決定することが望ましい。

#### ② 申込株式数の最低単位

申込株式数の最低単位については、50株程度が一つの目安となると考えられるが、さらにこれを引き下げるかどうかについては、円滑な事務処理の確保に配慮しつつ検討を進め、今後入札実施時までに投資家の株式投資動向等を勘案して決定することが適当である。

#### ③ 申込株式数の最高数量の制限

申込株式数の最高数量の制限を具体的にどの程度とすべきかについては、入札により売却する株式数の1割程度が一つの目安となると考えられるが、過去の政府保有株式の売却事例を踏まえつつ、今後入札実施時までに入札により売却する株式数、機関投資家等入札参加希望者の購入需要等を総合的に勘案して決定することが適当である。

#### ④ 入札予定価格についての考え方

JT株式の入札予定価格の算定に際しては株式の評価が必要となる。一般に用いられている株式の評価方法としては、類似会社比準方式、純資産価額方式等がある。

JT株式の評価は、上記のいずれかの方法をそのまま適用するのではなく、各評価方法の特色に留意しつつこれらの評価方法を総合勘案して適切に実施する必要があると考える。



なお、具体的な評価方法等については、公正な入札実施という観点から入札予定価格について投資家に予断を与えることのないよう、一般の入札の場合と同様非公開とすることが適当である。

⑤ 適切な情報開示

必要な投資情報を提供することによって、入札参加者がJT株式の評価を行うに当たって適切な投資判断の下に入札価格を決定できるよう配慮することが、投資家保護及び自己責任原則の見地から必要である。

このため、入札の実施前に、事業内容等JT株式に対する入札参加者の評価を左右する事柄について情報の適切な開示を行うことが肝要である。

(2) 売出しの実施に際しての留意点

① 売出しの方法

JT株式の売出方法としては、いわゆる「売出しの取扱い」により各証券会社は投資家から購入申込みを受け付け、その申込みを公正な第三者機関が集計して、申込株式数が売出予定株式数を超過した場合には抽選による割当てを行い購入者を決定するという方式により配分の公平性を確保することが適当である。

② 売出価格

売出価格の決定に当たっては、入札が適正かつ妥当な価格形成に資するために行われるものであることに鑑みると、JT株式に対する入札者の評価をできる限り適切に反映させることが必要である。

上記の観点からは、一般的には、落札価格を加重平均した価格あるいは最も多くの株式が落札された価格を売出価格とすることが考えられるが、落札結果がどのようなものとなるかは事前には予測し難いため、入札実施後、落札結果を十分勘案し国有財産中央審議会に諮った上、一般投資家に対する売出価格として適切な価格を設定することが適当と考える。

③ 適切な投資勧誘

証券会社は、投資勧誘活動に際して以下の点に十分留意することによって、投資家が自己責任原則に基づいてJT株式の購入申込みを行うよう配慮することが必要であると考ええる。

- (i) 一般に株式は価格変動リスクを伴う商品であり、JT株式の場合においても、上場後の市場における取引を通じて価格が変動していくものである以上、購入者に損失をもたらす場合もありうることを十分説明すること。

- (ii) 各投資家の株式投資に対する意向、投資経験、資力等を十分考慮し、各投資家に対して適切な投資勧誘を行うこと。

#### 4. 株主構成等

##### (1) 安定株主対策についての考え方

JT株式の売却に当たり、会社の経営基盤の安定に資する見地からいわゆる安定株主形成のために特定の法人等（従業員持株会を除く。）に対し優先的な割当てを行うことについては、

- ① 証券取引所の規則では、民間企業の上場前の公募等において新規上場申請会社が指定する者への割当て（いわゆる「親引け」）が禁止されていること。
- ② 売却実施後も法律の規定により政府が株式の大部分を保有していること。

等を勘案すれば、適当ではないと考える。

##### (2) 従業員持株会に対する割当て

JTの従業員持株会が購入を希望する株式の割当てについては、職員の士気高揚や安定株主対策の一環として行われるものと認められるところであり、一般投資家の購入機会を阻害しないよう十分配慮したものであれば、差し支えないと考える。

#### 5. 適切なディスクロージャー及び株式の早期上場

##### (1) 適切なディスクロージャー

JT株式の売却、上場に当たっては、一般投資家が自己責任原則に基づき確かな判断が可能となるように、JTが適切なディスクロージャーを行うことが肝要である。

このため、投資家保護の観点及び幅広くJT株式投資への積極的な参加を求める観点から、上場企業にふさわしい一層の効率的経営に努めるとともに、事業内容等につき法令に基づく事項のほか、必要な情報を有価証券届出書等において適切に開示することが不可欠であると考えられる。

##### (2) 株式売却後の早期上場

JT株式を売却した後は、投資家保護及び株式の公正かつ円滑な流通の場を確保するため、可能な限り早期に当該株式の上場を実施することが必要である。

## 6. 市場動向への配慮等

### (1) 証券・金融市場の動向に対する配慮

JT株式の売却については、政府が保有している株式の民間保有を進めることにより会社の経営の一層の活性化を図るという見地からも可能な限り早期に実施されることが望ましいが、売却時期の決定に当たっては、今後の証券・金融市場の動向等に十分配慮することが必要である。

また、売却規模については、円滑な消化を図るため、株式市場の状況等を十分見極めつつ政府において適切に判断すべきであるが、売却予定株式数(約66万6千株)の量からみて、基本的には一括して売却することが望ましい。

なお、売却時期の決定後入札あるいは売出しの実施までの間に、株式市場の混乱等不測の事態が生じた場合には、入札あるいは売出しの実施時期を変更する等弾力的に対応することが必要である。

### (2) 入札及び売出しのスケジュール

株式は市況商品であり、価格変動リスクを伴うものである以上、上場前の株式の売却といえども、投資家保護及び円滑な消化を図る観点から、入札及び売出しのスケジュールについては、公正性に十分配慮しつつ可能な限り事務処理の効率化に努めることが必要であると考ええる。

また、売出しについては、入札結果に基づき価格を定めて行われるものであり、売出価格が市場の実勢を反映したものであるためにも入札実施後可能な限り早期に実施する必要があると考える。

上記答申に沿って、日本たばこ産業株式会社の株式は上場及び売却された(第3章参照)。

#### [注]

- 1) 第51回国有財産中央審議会諮問「日本たばこ産業株式会社の株式の処分について」(平成4年4月15日)。
- 2) 第53回国有財産中央審議会答申「日本たばこ産業株式会社の株式の処分について」(平成5年6月16日)。

## 5 日本電信電話株式会社株式の売却方針

政府が保有する日本電信電話株式会社の株式は、第41回・第42回・第44回国有財産中央審議会（昭和61年7月17日・昭和61年10月29日・昭和62年6月12日）答申に沿って、昭和61年度、昭和62年度及び昭和63年度に売却された。その後、バブル経済下では株高をおおる懸念があり、また、バブル経済が崩壊した平成3年以降は低迷する株価に更に悪影響を与えるとして、同社株式の売却は見送られていた。

昭和62年に売却の基本方針が答申された時期と比べ、株式市場の状況が大きく変化したことから、大蔵省は国有財産中央審議会に今後の売却方針を諮問した。国有財産中央審議会は株式売却問題小委員会にて検討を重ね、同小委員会は第57回国有財産中央審議会（平成7年11月28日）に「平成7年度以降における日本電信電話株式会社株式の処分について」を報告した。これは、同時に報告された「平成7年度以降における日本たばこ産業株式会社株式の処分について」とともに、報告のとおり答申として取りまとめられた。<sup>1)</sup>

「平成7年度以降における日本電信電話株式会社株式の処分について」  
（平成7年11月28日 第57回国有財産中央審議会・答申・全文）

### 1. 基本方針

平成7年度以降における政府保有の日本電信電話株式会社株式（以下「NTT株式」という。）の処分は、大規模な株式売却となることにかんがみ、基本的には以下のような考え方で行うことが適当である。

- (1) 既に市場価格が形成され多数の株主が存在していることから、売却はできる限り市場価格に悪影響を与えないような方法で行うとともに、その規模を考慮すれば、できる限り広い範囲の投資家を対象として可能な限り円滑に消化できる方法により行う必要がある。
- (2) NTT株式が貴重な国有財産であることにかんがみ、市場価格に準拠した適正な価格により売却する必要がある。
- (3) 株式市場全般に対してもできる限り悪影響を与えないよう、売却実施に当たっては、証券・金融市場の動向に十分配慮して、時期・規模の決定を行う必要がある。

## 2. 売却に当たり留意すべき事項

上記のような基本的考え方を踏まえると、売却方法等の決定に際しては、以下の点に留意する必要がある。

## (1) 売却方法

NTT株式の売却は、基本的には、市場価格に準拠し、均一の条件で広範な投資家層を対象として勧誘・売却を行うことができる証券会社による売出しにより行うことが適当である。

売出しの方法としては、基本的には一般企業の時価発行増資等において採用されている引受け方式が適当であると考えられる。引受けを行うに当たっては、投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行条件を決定することに努め、引受団を適正に編成する等円滑な消化に努める必要がある。

また、売出しにおいては、一般投資家からある程度大口の購入需要を有する海外を含む機関投資家まで広範な投資家が参加しNTT株式の円滑な消化が図られるようにすることが肝要である。

## (2) 売却価格

売出期間中の価格変動に伴い生じる投資家のリスクや証券会社の引受リスクを軽減させ株式の円滑な消化を図るため、過去の政府保有株式売却や一般企業の時価発行増資の場合と同様に、市場価格を基準価格としそれを若干割り引いた価格を売却価格とすることは差し支えないと考える。

この場合の割引率については、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、決定することが必要である。

## (3) 売却時期

市場価格及び株式市場全般に対する悪影響をできる限り回避しつつ株式の円滑な消化を図るため、売却時期の決定に際しては証券・金融市場の動向に十分配慮するとともに、売却開始までの間に株式市場の混乱等不測の事態が生じた場合には、時期を変更する等の弾力的対応が必要である。

## (4) 売却規模

売却株式数については、証券・金融市場の動向、NTT株式に対する投資家の評価等を見極めつつ、市場価格及び株式市場全般に大きな混乱を与えずに円滑な消化が可能と見込まれる規模とする必要がある。

## 〔注〕

- 1) 第57回国有財産中央審議会答申「平成7年度以降における日本電信電話株式会社株式の処分について」（平成7年11月28日）。